

茅ヶ崎市記者発表資料
平成28年10月13日
保健福祉部保健福祉課
保健所準備担当課長 木村 英知
電話 0467(82)1111 内線 3269

茅ヶ崎市の保健所政令市の指定が決定されました

本年6月に、神奈川県との連名で、厚生労働省に対し、地域保健法第5条第1項に基づく政令市の指定の依頼を行ったところ、10月7日の閣議で茅ヶ崎市の保健所政令市（※）としての指定が決定されました（10月13日官報掲載）。

本市は、平成29年4月に保健所政令市へ移行し、市保健所を拠点として、地域の実情に合った、よりきめ細かで迅速な保健衛生サービスを提供することで、市民の健康づくりの総合的な推進を目指します。

今後は、茅ヶ崎市保健所の設置条例をはじめ、関係条例を茅ヶ崎市議会12月定例会に提案し、茅ヶ崎市保健所開所に向け、準備を進めていきます。

なお、現在、神奈川県が所管している寒川町域の保健所業務は、市保健所設置と同時に県から受託する方向で準備を進めています。

※ 地域保健法第5条で保健所を設置できるのは、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区その他政令（地域保健法施行令）で定める市と規定されています。現在、政令で定める市としては、小樽市、町田市、藤沢市、四日市市、大牟田市の5市があり、今回、茅ヶ崎市が加わります。